

基準 7

公共公益関連施設

- 1 公共機関等の施設の移転に伴い、移転前の当該施設周辺に存していた施設のうち、当該公共機関等と密接な関連を持つ施設については、従前の規模と同程度で移転後の当該公共機関等の周辺に建築するものであること。
- 2 原則として新設でないこと。ただし、法第 29 条第 3 号に規定する公益上必要な建築物と密接な関連のある施設で、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (1) 当該公益施設の土地の区域内に建築するもの。
 - (2) 当該公益施設の土地の区域に隣接しており、かつ、適正な規模であるもの。
- 3 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。